

心身障害者の生活の安定

保護者の不安を軽くするために

# 千葉県心身障害者扶養年金制度

この制度は、障害者の生活を終身にわたって安定させ、保護者の方をもつ、残された障害者の将来に対する不安を軽くしようとすることを目的としています。

## 加入できる人

加入できる人は、県内に住まいの65歳未満の方で、障害者（三級以上）・療育手帳所持者または障害の程度がこれらと同じと認められる者を扶養している方。

## 年金の支払い

加入者が死亡（重度障害）されたときは、障害者のため毎月二万円（二口加入は四万円）の年金が渡されます。

## 掛金

掛金は、加入者の年齢によってちがい（表一参照）二口までの加入ができます。（二口加入の場合掛金は表一の倍額）支払い方法は、毎月きまつた額を月の末日までに役場住民福祉課へ払い込んでいただく。

二十年（または二十五年）以上継続して加入していた方が65歳以上になり、加入承認月に達した時は、それ以後の掛金を納める必要はありません。その他状況に応じた掛金の減免がされます。

## 年金受取人

年金を受け取る人は、障害者又は障害者に金銭を管理する能力のない場合は、加入者にかわって障害者のため誠意をもって保護養育にあたる方にお渡しします。

## お問い合わせと加入の相談

この制度についてのお問い合わせや加入の相談は、役場住民福祉課福祉係で行なっていますので、お気軽におたずねください。

☎ 84-1211  
(有) 204-03

加入者となった時の年齢区分	掛金月額
35歳未満の者	1,400円
35歳以上40歳未満の者	1,900円
40歳以上45歳未満の者	2,600円
45歳以上50歳未満の者	3,200円
50歳以上55歳未満の者	4,100円
55歳以上60歳未満の者	5,300円
60歳以上65歳未満の者	6,800円

# 車椅子専用車が無料で借りられます

八日市場市の丸北産業のご好意で、車椅子専用車が無料で借りられることになりました。

使用できる方は、身体障害者手帳3級以上の下肢障害者と・介護を必要とする方です。

この車は6人乗り、車椅子は2台乗車でき、普通自動車運転免許証で運転ができ、旅行やいろいろな行事に幅広く利用できます。

なお、任意保険は対人1億円・対物300万円・搭乗者1,000万円入っています。（ガソリン他の実費は利用者負担）



▲ 車椅子専用車

利用を希望する方は、役場住民福祉課福祉係にご連絡ください。

福祉係 ☎84-1211 (有)204-03